

主 文

被告人を懲役18年に処する。

未決勾留日数中80日をもその刑に算入する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、平成23年8月14日午後6時過ぎころ、自らが管理人を務める北海道紋別郡a町字bA町文化センターにおいて、同センター内の図書館に勤務するB(当時**歳)に対し、仰向けに倒れた同人の上に馬乗りとなった状態で、殺意をもって、その首を両手で強く圧迫し、よって、同日ころ、同所から同町内のC森林管理署D支署E林班F小班付近の山林まで同人を乗せて走行中の自動車内又は同山林において、同人を遷延性窒息により死亡させた。

(証拠)

省略

(法令の適用)

罰 条	刑法199条
刑 種 の 選 択	有期懲役刑を選択
未 決 勾 留 日 数 の 算 入	刑法21条
訴 訟 費 用 の 不 負 担	刑訴法181条1項ただし書

(量刑の理由)

被告人自身が述べる内容によっても、被告人に首を圧迫されて「苦しい。」「騒がないから、首を絞めないで。」と訴える被害者の求めにはっとして一旦は手を放しておきながら、そのすぐ後に、もう一度、暴れる被害者の首を狙って上から両手に体重を乗せて強く圧迫し続けたというのであるから、このようなことを意図的に行った以上、被告人がその時点で被害者を明確に殺すつもりであったことは常識に照らしても間違いない。そもそも、被告人が語る殺害に至る道行きは、前後の脈絡もなく、不自然で納得できないし、そのような理由で人一人を殺してしまうという

のは、とても理解ができない。いずれにしても、被害者には殺される理由など何一つなく、本件は、冷酷で身勝手な犯行である。まだ息のあった被害者を山中に運び出し、沢に向けて転げ落とすなど、よくも同じ人間としてそうしたことができるものである。そのほかにも、自己保身のためだけに各種の隠蔽工作を行い、約9か月以上にわたり、何もなかったかのようにのうのうと犯行現場であるセンターの管理人として暮らし続けるというのも、公判での被告人の態度と同様に、被告人の反省の足りなさをうかがわせる。遺族の処罰感情も非常に厳しく、改めてこの事件の重大さが身をもって感じられる。被告人が遅ればせながら犯行を自供したとはいえ、結論として、被告人の刑は、懲役18年がふさわしい。

(求刑 懲役18年)

平成25年1月31日

旭川地方裁判所刑事部

裁判長裁判官

佐 伯 恒 治

裁判官

小 林 謙 介

裁判官

檀 上 信 介